

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定化 学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定について

(答申)

1. 検討の背景

今年5月に改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「改正化審法」という。)においては、第二種特定化学物質が使用された製品について、以下2点の改正が行われた。

従来、第二種特定化学物質について環境汚染を防止するための技術上の指針の公表を行うこととしていたところ、今後は、政令で指定された第二種特定化学物質が使用されている製品についても、技術上の指針の公表を行うこととした(改正化審法27条)。

従来、政令で指定された製品で第二種特定化学物質が使用された製品については第二種特定化学物質の取扱事業者に表示の義務がかかっていたところ、今後は、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱事業者にも表示の義務をかけることとした(改正化審法28条)。

このため、第二種特定化学物質が使用されている製品に関して、技術上の指針を公表し、表示の義務をかける製品を政令で指定することについて審議を行い、その結果をとりまとめた。

製品を指定することについては、審議会の付議事項となっている(改正化審法第41条)。

2. 第二種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針の公表等を行う 製品の指定について(改正化審法第27条)

改正化審法に基づき、平成22年4月を目指して、同法施行令を改正し、環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第二種特定化学物質が使用されている場合は、技術上の指針を公表し、取扱事業者に表示義務を課すことが適当であると考えられる。

第二種特定化学物質	製品
トリクロロエチレン	1. 接着剤(動植物系のものを除く。) 2. 塗料(水系塗料を除く。) 3. 金属加工油 4. 洗浄剤
テトラクロロエチレン	1. 加硫剤 2. 接着剤(動植物系のものを除く。) 3. 塗料(水系塗料を除く。) 4. 洗浄剤 5. 繊維製品用仕上加工剤
トリプチルスズ化合物	1. 防腐剤及びかび防止剤 2. 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

第二種特定化学物質が使用されている場合に
技術上の指針の公表等を行う製品の指定について

平成21年7月23日(木)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 検討の背景

今年5月に改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「改正化審法」という。)においては、第二種特定化学物質が使用された製品について、以下2点の改正が行われた。

従来、第二種特定化学物質について環境汚染を防止するための技術上の指針の公表を行うこととしていたところ、今後は、政令で指定された第二種特定化学物質が使用されている製品についても、技術上の指針の公表を行うこととした(改正化審法27条)。

従来、政令で指定された製品で第二種特定化学物質が使用された製品については第二種特定化学物質の取扱事業者に表示の義務がかかっていたところ、今後は、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱事業者にも表示の義務をかけることとした(改正化審法28条)。

そのため、第二種特定化学物質が使用されている製品に関して、技術上の指針を公表し、表示の義務をかける製品を政令で指定することについて、検討を行う必要がある。

製品を指定することについては、審議会の付議事項となっている(改正化審法第41条)。

2. 現状

第二種特定化学物質については、以下の技術上の指針を公表している。

- ・トリクロロエチレン又はクリーニング営業以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・四塩化炭素の環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・トリフェニルスズ=N·N-ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ=フルオリド、トリフェニルスズ=アセタート、トリフェニルスズ=クロリド、トリフェニルスズ=ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9, 10又は11のものに限る。)又はトリフェニルスズ=クロロアセタートの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・「トリブチルスズ=メタクリラート、ビス(トリブチルスズ)=フマラート、トリブチルスズ=フルオリド、ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジプロモスクシナート、トリブチルスズ=アセタート、トリブチルスズ=ラウラート、ビス(トリブチルスズ)=フタラート、アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合物(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)、トリブチルスズ=スルファマート、ビス(トリブチルスズ)=マレアート、トリブチルスズ=クロリド、ト

リブチルスズ = シクロヘキサンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ = ナフテナート)又はトリブチルスズ = 1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a - デカヒドロ - 7 - イソプロピル - 1, 4a - ジメチル - 1 - フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

他方で、第二種特定化学物質が使用されている場合にその容器等に表示をしなければならない製品は、次表のとおり、政令で指定されている。

表3 - 1. 第二種特定化学物質が使用されている場合に表示の義務がある製品

第二種特定化学物質	製品
トリクロロエチレン	1. 接着剤(動植物系のものを除く。) 2. 塗料(水系塗料を除く。) 3. 金属加工油 4. 洗浄剤
テトラクロロエチレン	1. 加硫剤 2. 接着剤(動植物系のものを除く。) 3. 塗料(水系塗料を除く。) 4. 洗浄剤 5. 繊維製品用仕上加工剤
トリブチルスズ化合物	1. 防腐剤及びかび防止剤 2. 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

第二種特定化学物質及び使用製品の取扱事業者に対してヒアリング等による調査を行った結果、製品の流通・使用状況については特段の変化がみられなかった。また、第二種特定化学物質の管理の状況も特段の変化はなく、新たに表示等の対象とする製品を指定する必要はないと考えられる。

3. 第二種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針の公表等を行う製品の指定について

現状を考慮すると、表3 - 1に掲げる製品については、引き続き、表示の義務をかけ、その取扱事業者にも表示義務の遵守を求めるべきであると考えられる。また、表示すべき製品については、取扱上の技術基準を公表することとし、表3 - 1に掲げる製品を指定すべきである。その際、第二種特定化学物質について公表されている技術上の指針を参考とすることが妥当であると考えられる。